

輪島市監査公表第28号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年1月24日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年1月10日（水） 観光課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○観光課は、輪島市のセールスポイントの最も重要な分野のひとつである「観光」を担当しており、「魅力ある宿泊施設・観光施設づくりのための補助金」の新設など観光客の受入体制の整備と、「食」をテーマにした誘客宣伝や観光素材の磨き上げを中心にした試みなど、多様なハード・ソフトの施策を展開している。そうした施策が相まって本市の交流人口拡大・地域の活性化につながることを期待したい。また、観光案内業務については、各種関係団体とも連携を取りながら、より一層の観光サービスの充実を目指した業務遂行に期待するものである。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 物産館使用料及びふらっと訪夢電気料戻入の滞納について

滞納者の分納計画の実施により滞納額が縮小している。今後も引き続き厳しく滞納額縮小に努められたい。